北海道後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例をここに公布する。

平成１９年８月７日

北海道後期高齢者医療広域連合長　大場　信

北海道後期高齢者医療広域連合条例第２３号

北海道後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第５８条の２の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（人事行政の運営の状況の報告）

第２条　任命権者は、毎年１０月末日までに、前年度における人事行政の運営の状況に関し、次に掲げる事項を広域連合長に報告しなければならない。

(1)　職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の任免及び職員数に関する状況

(2)　職員の給与の状況

(3)　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(4)　職員の分限及び懲戒処分の状況

(5)　職員の服務の状況

(6)　職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(7)　職員の福祉及び利益の保護の状況

(8)　その他広域連合長が必要と認める事項

（報告事項の公表）

第３条　広域連合長は、前条の規定による報告を受けたときは、その報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

２　広域連合長は、法第５８条の２第２項の規定により次に掲げる事項の報告を受けたときは、その報告を公表しなければならない。

(1)　勤務条件に関する措置の要求の状況

(2)　不利益処分に関する不服申立ての状況

３　前２項の規定による公表は、毎年１２月末日までに、告示により行うものとする。

（委任）

第４条　この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。